

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 2年 6月 1日

福岡県知事 殿

提出者

住 所 大牟田市有明町2丁3番地

氏 名 大牟田市企業局

企業管理者 井田 啓之

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0944-41-2222

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和元年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

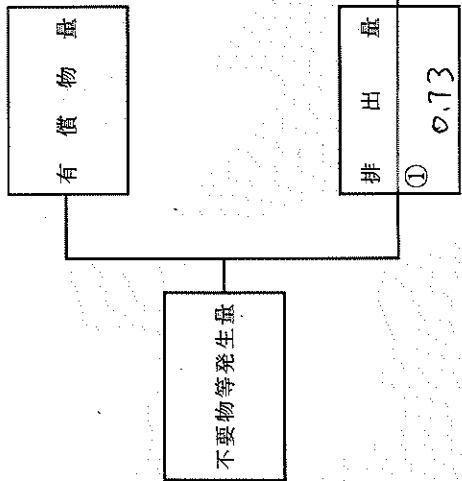
事業場の名称	大牟田市南部浄化センター
事業場の所在地	大牟田市岬町1番地14
事業の種類	電気・ガス・熱供給・水道事業
産業廃棄物処理計画における計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

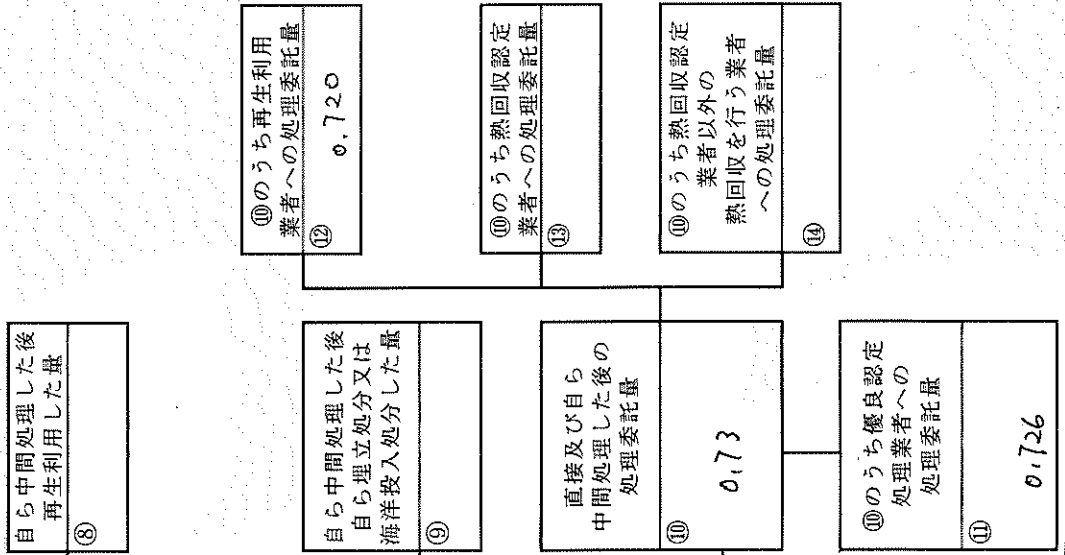
項目	目標値	項目	目標値
排出量	46,500.3 t	全処理委託量	3,000.3 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への処理委託量	0.3 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	再生利用業者への処理委託量	3,000.27 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	43,700 t	認定熱回収業者への処理委託量	t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t

※事務処理欄

計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: ゴミ)



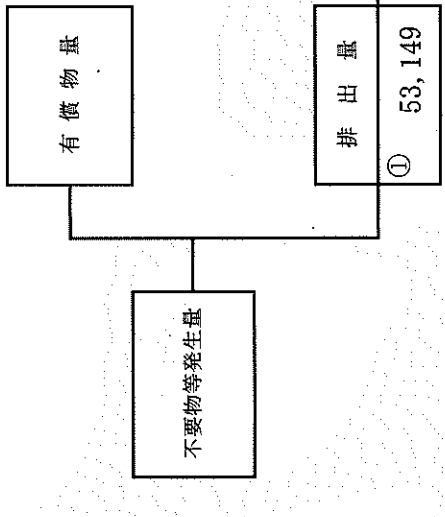
項目	実績値
①排出量	
②+③自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	0.73
⑪優良認定処理業者への処理委託量	
⑫再生利用業者への処理委託量	
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.726



⑩のうち再生利用業者への処理委託量	0.720
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	
⑩のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	

(産業廃棄物の種類： 下水汚泥)

計画の実施状況



項目	実績値
①排出量	53,149
②+③自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	50,007
③+④自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	3,142
⑩優良認定処理業者への処理委託量	8
⑫再生利用業者への処理委託量	3,134
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の処理委託量	0

自ら中間処理した後の再生利用した量	⑧
自ら中間処理した後の埋立処分又は海洋投入処分した量	⑨
直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑩
⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪

⑩のうち再生利用業者への処理委託量	⑫
	3,134

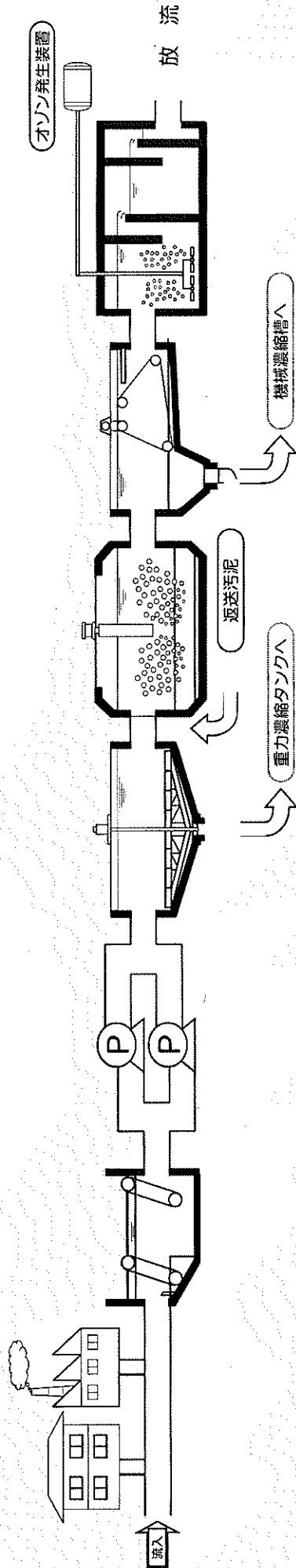
⑩のうち熱回収認定業者への処理委託量	⑬

⑩のうち熱回収認定業者以外の業者へ行う処理委託量	⑭

⑩のうち優良認定処理業者への処理委託量	⑪
	8.19

下水道のしくみ

下水処理場施設概要



下水道管

家庭や工場から排水された汚水は、道路の下に埋められた下水道管に集められ、ポンプ場へ運ばれます。

沈砂池設備

この池では、下水の中に含まれる砂などの沈みやすいものやビニール袋などのきょう雑物を取り除きます。沈砂物は沈砂掻き上げ機で取り除き、きょう雑物はスクリーンで捕らえて取り除きます。

ポンプ設備

沈砂池を通った下水は、訪ポンプ場を中継して南部浄化センターへ送られます。このポンプ設備は、浄化センターでの負荷を均等化するために一定流量を送る制御を行っています。

最初沈殿池

浄化センターへ到着した下水は、この池で約2時間をかけてゆっくり流れ、沈砂池では沈まなかった小さな砂や固形物などを沈めます。沈んだ土砂や固形物(初沈汚泥)は汚泥掻き上げ機で集められ、重力濃縮槽へ送られます。ここではBO Dの約40%・SSの約50%が取り除かれます。

反応タンク

このタンクでは、最初沈殿池を通ってきた下水と活性汚泥(凝集性を有する微生物をたくさん含む汚泥)を混合し空気を吹き込みます。約8時間をかけて、活性汚泥中の微生物は下水中の有機物を分解し増殖します。

最終沈殿池

反応タンクを出た活性汚泥混合水は約2時間をかけて静かに流れ、この間に微生物はフロックを形成して沈殿します。また、上澄水はきれいになった水として流れ出ます。沈殿した活性汚泥は汚泥掻き上げ機で集められ、その一部は返送汚泥として反応タンクに、残りは余剰汚泥として機械濃縮槽へ送られます。

消毒設備

処理水の中にはまだ細菌が生息していますので、放流する前にこの消毒設備で滅菌します。ここではオゾン(O₃)の酸化力を利用して滅菌が行われます。オゾンは空気中の酸素から作られ、滅菌後はまた酸素になって空気中に放出されます。

放流口

消毒された処理水は、自然環境保護のために諏訪川と大羊田川に分散して放流されています。

直径16.0m×深3m

幅9.4m×長46.9m×深5.5m

幅9m×長40m×深3.5m

オゾン発生量 5.5kgO₃/時
2台

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。